

議案第52号

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

- 1 損害賠償額 595,640円(物損分)
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○
- 3 事故の概要

令和5年8月17日午後0時58分頃、久喜市六万部地内の交差点で、職員の運転する公用車と右方向から来た乗用車が接触し、乗用車の左前部分が破損、運転手及び同乗者が負傷した。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

器物破損事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出するものであります。